

島原発事故を経験しているのにまだなお増設する計画もあるが普通に考えれば一刻も早く原発を失くして、地域分散型の再生可能エネルギーに転換することがあらゆるリスクの分散と回避につながる。

今日、日本を凋落させているのは、この30年間の大半権利を握ってきた自民党の世襲議員による利権まみれの世襲政治にあると思います。ほかの先進国では世襲議員が蔓延しすぎると政治家と国民の間に乖離が出来てしまい、いい政治ができないので、ほとんどいない。だから諦めずもう一度労働者の政権を打ち立てたい、奪い返したい意気込みで共に頑張りましょう！と講義を締めくくりました。



第2講義は、鈴木中央執行委員長による全港湾組合運動の歴史と近況報告。

1992年、横浜支部関東港運分會を結成、2010年全港湾横浜支部専従として執行委員長を13年間従事し、昨年9月、中央本部執行委員長に選任されました。

戦後と共に78年、歴史のある全港湾です。いろいろな節目の部分が1960年代に成し遂げている部分があります。鈴木委員長自身が経験していない時代の事になるので、全港湾運動史が中心の書籍をご自身で調べ学んだ事をレジメにして説明くださいました。

全港湾のたたかひの歴史とは港湾運送事業法と港湾労働法制定のたたかひで、こんな事をやっての

けた労働組合は日本広しとして全港湾しかない。と、先人たちが歩んでこられたさまざまな闘争を説明していただきました。

それぞれの時代で「二度と過ちは繰り返さない」の信念のもと労働者国民に反動的な政治や資本に対して決して挫けること無くたたかってきました。いつの時代も全港湾労働組合は万力ではなく、資本や権力に対しては非力で貧弱な労働者の組織です。それぞれに人権を持った、それぞれに問題を抱えて生きていく為に働く労働者の組織です。

戦後復興から高度経済成長を経て90年代を迎えるまで「一億総中流社会」と表現され、誰でも普通に働けば中流（普通）の生活が出来る国となりました。まずはそこを目指して頑張りましょう。今も昔も全港湾運動方針は変わらない。全港湾は労働者の運動の組織であり、その中身は大衆路線にあり、大衆討議にある。諦めることなく皆で考え、皆で話し合い、皆で行動しよう。「たたかえば必ず道は拓ける」と講義をしめくられました。



2日目、第3講義は、大阪労働者弁護団の藤原弁護士による、最近の労働問題、不当裁判の報告。

藤原弁護士には労働者弁護団の立場で労働者を救済保護にご尽力くださっています。大阪支部にとっては顧問的な弁護士です。

最近、企業は交渉の場にすぐに弁護士や社労士を同席させての支

配介入、不当労働行為が横行しています。藤原弁護士に些細な事からすべて相談、意見交換して労働者の権利を守るため、共にたたかってくれています。

労働組合が活用する法律をわかりやすく説明してくれました。

労働者の保護（労使対等を実現）する仕組みとして労働基準法、最低賃金法等の労働法（憲法27条）は労働者を保護する最低限の基準である。しかし、これだけでは労働者の権利は守れないので、もう一つの仕組みとして団結権・団体交渉権・団体行動権の保障（憲法28条）があります。正当な活動であれば労働組合は保障されています。また、使用者側には不当労働行為が禁止されている。なども詳しく説明していただきました。

そして大阪支部で実際の労働争議の経緯や解決に向けた糸口などを紹介していただきました。

講義のまとめとして、自由及び権利は、闘いなくしては保持できません。現状に甘んじておれば、後退するのみだと思います。憲法12条には「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と規定されているとおりではないでしょうか。様々な問題点がありますが、将来に向け不当労働行為制度をより良い形で引き継いでいくためにも、我々がこの制度を最大限利用し、活用していく必要があると思います。

「権利は、そして法はそこにあるのではなく、権利の確立を求め強い意思と、たたかひの中から生まれる。」故宮里邦雄弁護士の言葉を紹介して講義を締めくくりました。

(執行委員 宮脇祥三)

日本は人権後進国だ

難民の前に「人」である

9月3日、クレオ大阪にて、日本における外国人差別の実態に迫った映画「ワタシタチハニンゲンダ」の上映会と上林恵理子さん（弁護士）の講演が開催された。



2023年、名古屋市の入管施設で亡くなったウィシュマ・サンダマリさんの入管内部の映像を通して、全国に放置され続ける外国人差別政策を明らかにした。

上林さんは犯罪者扱いする難民申請者の危険性を排除したいために奮闘していると話され、入管施設の被収容者の死亡事件は後を絶たず、今年の入管法改正は多くの文章が修正されたが日本にとって「不要」と位置づけられた人は送還が迅速になり、その人の歴史や人生を考えずに決めることは国際的にも批判されている。

国連人権理事会は「3回目以降の難民申請者の送還は、生命や権利を脅かす高いリスクの可能性がある」という。世界では7,080万人が故郷を後にしなければならず、他国や他地域への移動を強いられている中で、日本は難民の受け入れに厳格な姿勢を取っている。

そのため日本に逃れてきた難民は、難民申請が通らず苦しい生活を送っている人々が多く、政府は共生社会をつくるというが、難民の住居など生活するためには同国人が固まらなると住めない環境で、戦後、沖縄から

大正区などに疎開した沖縄県民が差別を受けていたことと同等である。国内で障害者施設での暴行、死亡事件が起きているが差別構造が教育や社会での学習で改善させないとヘイトクライムはなくなるらない。

裁判所は人権の尊厳を無視するな

2023年3月、韓国裁判所は「外国人被収容者の保護収容期間に何らの制限も設けない法令

は、身体の自由に対する外国人被収容者の権利の過度な侵害である。無期限収容は憲法違法」と判断した。日本での入管施設に収容された人は人権を無視した扱いを受けている。実際に暴行したビデオが公開されているが、日本の裁判所は入管施設者が悪いと判断したことがない。難民という立場にある前に、基本的人権を尊重されるべき一人の人間であることを忘れてはいけない。上林さんは「今後も難民問題に対する議論と対応が進められ、より包括的な保護策が構築されることを願っています」と訴えた。

(副委員長 陣内恒治)

教宣部フィールドワークwith神戸支部

人と防災未来センター見学

8月6日（日）神戸市中央区にある、阪神淡路大震災記念、人と防災未来センターに神戸支部12名大阪支部10名、総勢22名でフィールドワークを行いました。



阪神淡路大震災は今から28年前の1995年1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とする震源の深さ16kmでマグニチュード7.3の地震が発生し、多くの方が亡くなりました。30年以内に必ずおこると言われている南海トラフ大地震に備えるため、当時消防署職員であり、現在は語り部をされている、香西さんの話しを聞きました。

その中でも私が一番印象に残ったのは、熊本県から神戸に下宿

していた女性が震災で瓦礫の下敷きになり、掘っても掘っても助け出す事ができず、熊本から駆け付けた両親が香西さんに、唯一見えていた足首を「切断してでも家に連れて帰りたい」と懇願され、警察立会いのもと、その現場で切断し、家に連れて帰った際の切実な想いを話された事です。

その後、地震の破壊力のすごさを大型映像と音響で体験することや震災直後の町をリアルに模型で再現していました。当時の資料や展示物もたくさんありました。

南海トラフ大地震が発生すると私たちが住む地域にも大きな揺れや津波が押し寄せることが想定されています。皆さんの家族や現場はどうですか、南海トラフ大地震への備えをはじめ、避難場所や避難経路などまだまだ決めていないこともあります。これを機会に皆んなと話し合い、今できる備えをし、必ず発生する南海トラフ地震に備えたいと思いました。

(教宣部 中山謙一)